

第20期

第10回

総会議事録

令和7年3月18日

1. 開催年月日 令和7年3月18日(火)
2. 開催場所 郡山市総合福祉センター 3階研修室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 庄 原文 彰
 【農地調整係主任】 大 堀 寛 和
 【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡
 【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時46分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

中尾 一明

署名人

吉田 直衛

事務局	<p>ただいまより、第10回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。最近、天候が荒れたりしています。 これから農作業が忙しくなると思いますので、充分注意して 作業にあたってほしいと思います。 今日の総会、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 10番 中尾 一明 委員 11番 吉田 直衛 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお開きください。 逢瀬6番が取り消しになりましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番と2番の 2件について付議いたします。</p>

	<p>鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
<p>鈴木 雄一 委員</p>	<p>1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 3月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 七海推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は現在、野菜などを栽培しており直売所などに出荷して おります。申請地は水田地域であり、周辺農地への影響はなく 地元の協力者の指導のもと、耕作していくそうです。 今後、地域の農道や水路などの地域環境の共同利用調整に 協力します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>次に2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 3月10日に聴き取り調査を行いました。 この土地は、数年耕作放棄地になっていました。 受け人の所有している畑の出入口になっており、周辺に迷惑が かかるので草刈り管理をしていました。 相手側に連絡したところ、今後耕作する予定がないため 今回の申請になりました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>1番と2番の 2件について</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について許可と決します。</p> <p>次に3番1件について、付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。</p>
安藤 嘉行 委員	<p>3番1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 3月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 酒井推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 農作業は借人夫妻と父、弟が行い、農機具は貸人から借ります。 水稻栽培をし、家族で農地の維持管理をしたいとのことでした。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番1件について 許可と決します。</p> <p>次に4番と5番の2件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>4番と5番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>

記載のとおりです。

申請の事由は高齢化、経営拡大です。

3月8日に現地調査、10日に受け人より聴き取り調査を行いました。農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と母親が行い、水稻を作付けします。

申請地は農地として適正に管理されております。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

3月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人が行います。

大根、かぼちゃ等の野菜を自家用として栽培します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番と5番の 2件について 許可と決します。

	<p>次に7番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に8番と9番の 2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は不動産業をしていた渡し人の夫が所有していましたが、 相続により渡し人の所有になりました。渡し人は耕作することが できないので贈与することになりました。</p> <p>また受け人は以前、申請地の近くに空き家になっていた住宅と 農地を購入しており、今月14日に転居しました。 いまは妻と義理の母親がその住宅に住んでいます。</p>

	<p>農作業は妻と義母が行います。</p> <p>次に9番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。</p> <p>20数年前に母畑開発で換地を受けた畑ですが、受け人の畑と隣接しており、受け人に耕作を依頼していました。</p> <p>渡し人は相続により所有することになりましたが、自ら耕作することができないので、贈与するものです。</p> <p>調査の結果、8番9番とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番と9番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の2件について、 許可と決めます。</p> <p>次に10番1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>10番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>3月6日、事務局会議室において佐久間会長、石堂推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>貸人と借人は親子です。借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>借人は5年ほど前から農作業に従事していましたが、昨年末福島県の就農セミナーに参加し、行政手続きを勧められて今回の申請になりました。</p> <p>現在玉ねぎが植えられており、春からじゃがいも、枝豆等を栽培予定で周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると</p>

	<p>認められます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、知人への贈与です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に12番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては委員の同居の親族が借人になっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>12番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>借人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、12番 1件について許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する)
議長	以上で、議案第1号を終わります。

	<p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、住宅の進入路です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>平成4年に農家住宅として建築しましたが、当時土地の境界線の調査をしなかったため、農地に越境したものです。</p> <p>申請地は申請人の祖父が建築する際に、通用道路として造成しましたが、認識不足により転用許可を得ていませんでした。</p> <p>今回、建物を解体した際に申請人が違反転用を認識して申請にいたしました。</p> <p>申請地の西側は宅地、東と南側は申請人の農地です。</p> <p>雨水は側溝に流れます。土砂の流出はありません。</p> <p>また顛末書が添付されており、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行の区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 3月10日に現地調査を行い、受け人に電話で調査を行いました。 太陽光パネルは144枚設置されます。 切土、盛土は行わず、草刈り整備をして設置します。 汚水、雑排水は生じません。 また、近辺農地の分断はなく、日照等の影響はありません。 年2回の草刈り、点検整備を行います。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地 及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は

	<p>申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>2番と3番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。農地区分は農用地です。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電設備工事に係る駐車場、資材置場、仮設事務所等の一時転用です。</p> <p>3月11日に双方より聴き取り調査及び現地調査を行いました。</p> <p>3年前に一時転用し、許可した案件ですが、県中建設事務所からの指導で工事が遅れていました。今回、工事が進捗し、あと3か月で終了見込みとなったため、申請になりました。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>次に3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、小売り店舗と物置です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>北側は県道で県道に合わせて外周はL型擁壁で施工するため土砂の流出等はありません。</p> <p>雨水は県道道路側溝に排出し、建築物は鉄骨造の平屋建てで</p>

	<p>隣接農地の北側になり日照等の影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>まず2番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>次に3番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上規模の団地の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(d)-iで流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類するものの用に供するために行われるものであり、一般国道又は県道の沿道の区域に設置されるものです。</p> <p>申請地は主要地方道 小野郡山線沿いにあります。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、許可と決めます。</p> <p>次に4番から6番までの3件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>4番から6番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、給水管凍結防止のための舗装工事です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 受け人が分譲した土地に水道管を引き込むためです。 申請地の北側は住宅群になっており、冬場の凍結が心配で舗装工事をしたいとのことです。 事業計画書等の書類、現地確認をしたところ、雨水と汚水ともに適切に処理されると思います。</p> <p>次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、一般住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 渡し人の娘夫婦の住宅を建築したいとのことです。 事業計画書等の書類、現地確認をしたところ、周辺農地への障害の有無ですが雨水と汚水ともに適切に処理されると思います。</p> <p>次に6番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、一般住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 貸人の自宅の隣に息子夫婦が住宅を建築したいとのことです。 事業計画書等の書類、現地確認をしたところ、周辺農地への障害の有無ですが雨水と汚水ともに適切に処理されると思います。 調査の結果、3件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番から6番までの3件について、調査結果の補足説明を

	<p>いたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>まず4番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-（イ）で、1番同様です。</p> <p>次に5番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-（ア）-bで4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-（イ）-c-（e）で、4条 1番同様です。</p> <p>次に6番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-（ア）-aで3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-（イ）-c-（e）で、4条 1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>4番から6番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番から6番までの 3件について、許可と決めます。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>7番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電設備です。</p> <p>受け人は再生可能エネルギーの発電事業を主な業務として</p>

	<p>行っており、太陽光発電設備を設置するものです。</p> <p>3月11日、現地確認しました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請地の南側は農道、他は畑ですが、原野化しています。</p> <p>隣接地に住宅はなく、設置しても周囲に反射光等による影響はないと認められます。</p> <p>申請書には詳細な事業計画書や資金証明書等が添付されており、事業は申請とおりに進むものと認められます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	1番の調査の結果を報告いたします。

	<p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請事由は地目変更のためです。</p> <p>3月7日に事務局職員と現地調査したところ左内の2筆は草刈りされており、適正に管理されているため農地と判断しました。</p> <p>また白石田は周囲とも原野化しており、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、左内の2筆は農地、白石田は非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、左内の2筆は農地、白石田は非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請事由は地目変更のためです。</p> <p>3月3日に事務局職員と現地調査しました。</p> <p>現地は山林に隣接しており、30年以上前から耕作しておらず雑木が大きく生い茂り、山林と一体化しており農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番について、</p> <p>非農地と決めます。</p>

	<p>次に3番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎委員	<p>3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 3月3日に事務局職員と現地調査しました。 閻沢236は雑木が育ち、農地復元は困難と思われます。 閻沢185-1は灌木等は見当たらず、農地復元は可能と思われます。 従いまして、閻沢236は非農地、閻沢185-1は農地と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは閻沢185-1については農地、閻沢236は 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、閻沢185-1は農地、閻沢236は 非農地と決めます。</p> <p>次に4番と5番の2件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎委員	<p>4番と5番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 3月3日に事務局職員と現地調査しました。 4番と5番の全筆ですが、灌木等は見当たらず、草刈りなどで 整理すれば農地復元は可能と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番と5番の 2件について、 農地と判断することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について、農地と決めます。</p> <p>次に6番1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>6番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 3月3日に事務局職員と現地調査しました。 南側は農道で、東西北側は山林に囲まれており、申請地は15年以上、耕作されておらず篠竹や雑木が繁茂しており農地復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 一括方式の1番から4番までと再転貸1番の合計5件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号別紙をご覧ください。 議案第5号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について</p>

	<p>郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。</p> <p>まず一括方式の1番から4番までは、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。</p> <p>再転貸につきましては、既に中間管理機構で借り受けている農地について、新たに耕作者に貸付するものです。</p> <p>以上、5件について計画の内容を調査したところ、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>一括方式の1番から4番までと再転貸1番の合計5件について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、一括方式の1番から4番までと再転貸1番の合計5件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の 2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から14番までの 14件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番と2番の 2件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第4号「相続税の納税猶予に関する適格証明書について」 次のとおり1番 1件について、農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の証明願いの提出があり 適当と認め証明書を交付したので報告する。</p> <p>報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第10回総会（令和7年3月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

11件で、田 70, 223㎡ 畑 5, 262㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農家住宅1件でした。

第5条 農地の転用は

6件で、太陽光発電設備2件、一般住宅2件、店舗1件、舗装工事1件、一時転用1件でした。